

鳥取市鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市鳥取梨生産振興事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、梨の生産振興について、緊急的に防災・減災対策を強化し、鳥取県オリジナル品種「新甘泉」等の優良品種の生産拡大と合わせて、本市梨産地の強化に不可欠な基幹品種「二十世紀」について、栽培面積の減少傾向からの脱却、面積維持・拡大への転換を図るため、高齢化に対応する機械の共同利用、戦略的な出荷による価格安定など攻めの対策を実施し、果樹産地の再興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の第1欄に掲げる事業とする。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第1の第2欄に掲げる者とする。なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、次に掲げる補助対象事業の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 気象災害に強い施設整備事業、「新甘泉等」特別対策事業及びジョイント栽培拡大事業における生産基盤整備対策、育苗委託推進対策並びに低コスト・体制強化事業（以下「植栽対策等補助事業」という。）については、別表第1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率等を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）
- (2) 「新甘泉等」特別対策事業及びジョイント栽培拡大事業における育成促進対策（以下「育成促進対策」という。）については、別表第1の第4欄に定めるところにより算定した額

(交付申請等)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 植栽対策等補助事業について本補助金の交付を受けようとする者は、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）である場合又は仕入控除税額が明らかでない場合は、前

条第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に別表第1の第4欄に掲げる補助率等乗じて得た額（以下「仕入控除額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

- 4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額
- （2）事業内容の追加

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第9条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 植栽対策等補助事業について本補助金の交付を受ける者（次項において「植栽対策等補助事業者」という。）は、実績報告に当たっては、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 植栽対策等補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第様式第2号により速やかに市長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（事業状況報告書の提出）

第10条 育成促進対策において本補助金の交付を受けた者は、新植又は改植を行った者にあつては事業実施から4年、高接ぎを行った者にあつては事業実施から2年を経過する日の属する年度の翌年度の4月10日までに様式第3号による育成管理状況報告書を提出するものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により補助事業者が取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月26日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表第1(第3条、第4条、第5条関係)

1 補助対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費 ※(1)	4 補助率等			備考
細事業	内容			別表第2の1及び2以外 の取組	別表第2の 1の取組	別表第2の2 の取組	
気象災害に強い施設整備事業	防災・減災対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者	防風ネットの更新に係る経費	1/3 (上限90千円/10a)			○事業実施主体、事業内容及び留意事項の詳細は、鳥取県生産振興事業及び柿ぶどう等生産振興事業実施要領(平成26年4月1日制定第201300206512号鳥取県農林水産部通知)による。
「新甘泉等」特別対策事業	生産基盤整備対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者 リース事業者	果樹園整備に係る経費	別表第2の1及び2以外 の取組	別表第2の 1の取組	別表第2の2 の取組	
			新植※(2)	2/3	2/3 ※(4)	3/4 ※(4)	
			改植(全面改植の場合)※(2)	1/2			
			改植(既存樹の間植えの場合)※(2)				
			ハウス整備(品種は二十世紀、別表2の2の取組に限り対象)			2/3	
			高接ぎ一挙更新の穂木作成費・資材代及び王秋の自家増殖の許諾料等に係る経費(二十世紀を除く。)※(2)、かん水施設、排水施設、園内道、防風施設、防霜対策設備の整備に係る経費	1/2 ただし、新植・全面改植(※(3))による果樹棚の整備並びに共同利用による王秋の土壤改良機械の導入は2/3(防霜対策設備の上限1,500千円/10a)	(1/2)※(5)	1/4 (3/4)※(5)	
			果樹棚の整備※(2)に係る経費		(2/3)※(5) ただし、新植・全面改植の場合のみ対象	1/4 (3/4)※(5)	
			防除用機械、王秋の土壤改良機械の導入に係る経費			3/4	
パイプ棚、防蛾灯の整備に係る経費							
育成促進対策	上記に掲げるもののうち、「二十世紀」、「新甘泉」及び「王秋」の新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った者		新植・改植又は高接ぎを行った面積に別表第3に定める奨励金の額を乗じて得た額				
ジョイント栽培拡大事業	生産基盤整備対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者 リース事業者	果樹園整備に係る経費	別表第2の1及び2以外 の取組	別表第2の 1の取組	別表第2の2 の取組	
			新植	1/2	1/2 ※(4)	2/3 ※(4)	
			改植(全面改植の場合)	1/3			
			改植(既存樹の間植えの場合)				
			高接ぎ一挙更新の穂木作成費・資材代及び農研機構の登録品種の自家増殖の許諾料等に係る経費(二十世紀を除く)、かん水施設、排水施設、園内道、防風施設、防霜対策設備の整備に係る経費	1/3 ただし、新植・全面改植(※(3))による果樹棚の整備は1/2(防霜対策設備の上限1,500千円/10a)	(1/2)※(5)	1/6 (2/3)※(5)	
			果樹棚の整備に係る経費		(1/2)※(5) ただし、新植・全面改植の場合のみ対象	1/6 (2/3)※(5)	
防除用機械の導入に係る経費			2/3				

			パイプ棚、防蛾灯の整備に係る経費		
	育成促進対策	上記に掲げるもののうち、「二十世紀」、「新甘泉」及び「王秋」以外の新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った者			新植・改植又は高接ぎを行った面積に別表3に定める奨励金の額を乗じて得た額
	育苗委託促進対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者	ジョイント仕立て用2年生大苗の育苗を外部委託する際の経費	2/3	
低コスト・体制強化事業		農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者 リース事業者	スピードスプレーヤ、草刈りモア及び別に定める機械※(7)の導入に係る経費 機械導入に伴って必要となる園内道の整備に係る経費	1/3	

- ※(1)補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。
ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
また、ジョイント栽培拡大事業の育成委託促進対策については、鳥取梨生産振興事業及び柿・ぶどう等生産振興事業実施要領第3の(7)のウのとおりとする。
- ※(2)二十世紀は、鳥取梨生産振興事業及び柿・ぶどう等生産振興事業実施要領第3の(2)のイの(ア)の栽培に限り対象とする。
- ※(3)間植えによる改植や高接ぎ更新であっても、果樹棚及び網掛け施設の整備時に対象品種への転換が完了している場合は全面改植とみなす。
- ※(4)第5条第1項(1)に該当する補助金については、別表第2の1の国事業により交付される額(新植、全面改植については定額)を差し引いた額とする。
但し、計算は生産者ごとに行うものとし、各生産者に対する補助金額を国事業により交付される額が上回る場合は、その生産者に補助金は交付しないものとする。
- ※(5)()内の補助率から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。

別表第2

区分	取組内容
1 国事業の取組	(一社)鳥取県果実生産出荷安定基金協会の所有する国事業(果樹経営支援対策事業等)により新植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、かん水施設、排水施設、園内道、果樹棚、防風施設及び防霜ファンの整備を行うもの。
2 やらいや果樹園整備の取組	梨栽培が継続出来なくなった場合には新たな生産者へ継承する果樹園として園主が所属する生産組織が登録し(以下登録園を「やらいや果樹園」という。)、果樹園の流動化や担い手確保に関する取組みを行うもの。 なお、新植、改植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、果樹棚、かん水施設、排水施設及び園内道の整備にあつては、国事業を併用して事業実施する場合に限り対象とする。果樹棚、網かけ施設の整備及び防除用機械の導入にあつては、改植(既存樹の間植えの場合)及び高接ぎ順次更新による品種転換途中の園を除いて対象とする。

別表第3

品目	奨励金の額(円/10a)		
	新植・改植(全面改植の場合)	改植(既存樹の間植えの場合)	高接ぎ一挙更新
なし	200,000	106,000	106,000

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

住所
氏名

補助金等交付申請書

令和 年度において、下記のとおり鳥取市鳥取梨生産振興事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

記

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 1 補助事業等の名称 | 鳥取市鳥取梨生産振興事業 |
| 2 補助金交付申請額 | |
| 3 添付書類 | (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) その他 |

様式第1号(第6条、第9条関係)

年度鳥取市鳥取梨生産振興事業計画及び収支予算(事業実績及び収支決算)書

第1 事業実施方針(実施結果)

第2 事業の内容

細事業毎に別紙1～5のとおり

第3 事業費の内訳

対 象 事 業	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		市町村費	基金協会	事業実施主体	
	円	円	円	円	
合 計	0	0	0	0	

第4 収支予算(又は決算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金 基金協会補助金 事業実施主体	円	円	円	円	
合 計	0	0	0	0	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	0	0	0	0	

第5 事業完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

第6 県内事業者への発注が困難である場合の理由(別表第1のただし書※(1)の申請を行う場合)

第7 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」いずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

第8 生産者の事業実施主体の要件

※別表第1の第2欄の認定農業者及び順ずる者、産地計画に定められた担い手等のいずれかを記載してください。

※複数の生産者が事業を実施する場合、本欄には別記1のとおりと記載し、別記1の備考欄に記載してください。

第9 消費税の取扱い(一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

※事業実施主体が該当するいずれかに○をしてください。

※複数の生産者が事業を実施する場合、本欄には別記1のとおりと記載し、別記1の備考欄に記載してください。

別紙1(気象災害に強い施設整備事業)

事業の内容

1 防災・減災対策(高機能を有する多目的防災網への更新)

事業実施主体名	
---------	--

(1)防風ネットの更新

地域名	生産者名	果樹園所在地	品目名・主な品種名	面積	事業費	備考
				a	円	

2 添付資料

(1)位置図 :任意様式

(2)費用の根拠資料及び図面:任意様式

(3)現況写真(又は完成写真)

(4)県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表1のただし書※(1)の申請を行う場合)

※留意事項

・消費税の取扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)を備考欄に記載すること。

※様式第1号に記載した場合は、不要。

・生産者の事業実施主体の要件(別表第1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等)を備考欄に記載すること。※様式第1号に記載した場合は、不要。

別紙2(「新甘泉等」特別対策事業)

事業の内容

1 生産基盤整備対策

事業実施主体名								
区 分	受 益		施工箇所 数・台数	事業費	負 担 区 分			備 考
	戸数	面積			市補助金	基金協会	事業実施主体	
	戸	a	カ所・台	円	円	円	円	
(1)国事業の取組								
・新植								市・協会2/3
・改植(全面)								市・協会2/3
小 計	0	0	0	0	0	0	0	
(2)やらいや果樹園整備の取組								
・新植								市・協会3/4
・改植(全面)								市・協会3/4
・高接ぎ一挙更新								市1/4協会1/2
・かん水施設								市1/4協会1/2
・排水施設								市1/4協会1/2
・園内道								市1/4協会1/2
・果樹棚						-		市3/4
・ハウス施設(「二十世紀」のみ)								市2/3
・土壌改良機械						-		市3/4
・防除用機械						-		市3/4
小 計	0	0	0	0	0	0	0	
(3) (1)(2)以外の取組								
・新植								市2/3
・改植(全面)								市2/3
・改植(間植え)								市1/2
・高接ぎ一挙更新								市1/2
・かん水施設								市1/2
・園内道								市1/2
・果樹棚								市2/3又は1/2
・土壌改良機械								市2/3
・防除用機械								市1/2
・防風施設								市1/2
・パイプ棚								市1/2
・排水施設								市1/2
・防蛾灯								市1/2
・防霜ファン								市1/2
・防霜散水施設								市1/2
・気象モニタリングシステム								市1/2
小 計	0	0	0	0	0	-	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	

注) 区分(1)の欄は、必要に応じて要綱別表2の1の該当する取組を追加

負担区分の基金協会の欄は、一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会からの補助金額を記入

2 育成促進対策

市町村名	
------	--

新植、改植(全面改植)		高接ぎ一挙更新、改植(既存樹の間植え)		事業費	負担区分		備考
面積	奨励金	面積	奨励金		県費	市町村	
a	円	a	円	円	円	円	

3 添付資料

対象事業	添付資料
1 生産基盤整備対策	(1) 事業実施箇所別一覧(別記1) (2) 位置図 (3) 実施設計書(又は出来高設計書):任意様式 (4) 現況写真(又は完成写真)※大苗育苗を委託する場合は、不要。ただし、実績報告時に、受委託にかかる契約を示す書面の写しを添付 (5) 果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告書)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(確定報告)の写し(国事業による新植、改植、高接ぎ、かん水施設又は園内道の整備の場合) (6) 生産組織のやらいや果樹園の登録を示す書面の写し(やらいや果樹園の取組の場合のみ。交付申請時は省略可) (7) 融資計画(別記4、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合) (8) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表第1のただし書※(1)の申請を行う場合) (9) リース契約書※リース事業を実施した場合、実績報告書に添付 (10) 各費用の根拠資料
2 育成促進対策	(1) 事業対象者一覧(別記2) (2) 植栽状況報告書(別記3、実績報告時に添付、生産基盤整備対策及び国事業で実施した場合は省略可)

別紙3(ジョイント栽培拡大事業)

事業の内容

1 生産基盤整備対策

事業実施主体名								
区 分	受 益		施工箇所 数・台数	事業費	負 担 区 分			備 考
	戸数	面積			市補助金	基金協会	事業実施主体	
	戸	a	カ所・台	円	円	円	円	
(1)国事業の取組								
・新植								市・協会1/2
・改植(全面)								市・協会1/2
小 計	0	0	0	0	0	0	0	
(2)やらいや果樹園整備の取組								
・新植								市・協会2/3
・改植(全面)								市・協会2/3
・高接ぎ一挙更新								市1/6協会1/2
・かん水施設								市1/6協会1/2
・排水施設								市1/6協会1/2
・園内道								市1/6協会1/2
・果樹棚						-		市2/3
・防除用機械						-		市2/3
小 計	0	0	0	0	0	0	0	
(3) (1)(2)以外の取組								
・新植							-	市1/2
・改植(全面)							-	市1/2
・改植(間植え)							-	市1/3
・高接ぎ一挙更新							-	市1/3
・かん水施設							-	市1/3
・園内道							-	市1/3
・果樹棚							-	市1/2又は1/3
・防除用機械							-	市1/3
・防風施設							-	市1/3
・パイプ棚							-	市1/3
・排水施設							-	市1/3
・防蛾灯							-	市1/3
・防霜ファン							-	市1/3
・防霜散水施設							-	市1/3
・気象モニタリングシステム							-	市1/3
小 計	0	0	0	0	0	-	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	

注)区分(1)の欄は、必要に応じて要綱別表2の1の該当する取組を追加

負担区分の基金協会の欄は、一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会からの補助金額を記入

2 育成促進対策

市町村名	
------	--

新植、改植(全面改植)		高接ぎ一挙更新、改植(既存樹の間植え)		事業費	負担区分		備考
面積	奨励金	面積	奨励金		県費	市町村	
a	円	a	円	円	円	円	

3 育苗委託促進対策

市町村名	
------	--

区分 (品種)	受益			施工 箇所 (育苗場所)	事業費	負担区分		備考
	苗木 本数	戸 数	定植面積			市費	その他	
	本	戸	a	カ所	円	円	円	

4 添付資料

対象事業	添付資料
1 生産基盤整備対策	(1) 事業実施箇所別一覧(別記1) (2) 位置図 (3) 実施設計書(又は出来高設計書):任意様式 (4) 現況写真(又は完成写真)※大苗育苗を委託する場合は、不要。ただし、実績報告時に、受委託にかかる契約を示す書面の写しを添付 (5) 果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告書)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(確定報告)の写し(国事業による新植、改植、高接ぎ、かん水施設又は園内道の整備の場合) (6) 生産組織のやらいや果樹園の登録を示す書面の写し(やらいや果樹園の取組の場合のみ。交付申請時は省略可) (7) 融資計画(別記4、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合) (8) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表第1のただし書※(1)の申請を行う場合) (9) リース契約書※リース事業を実施した場合、実績報告書に添付 (10) 各費用の根拠資料
2 育成促進対策	(1) 事業対象者一覧(別記2) (2) 植栽状況報告書(別記3、実績報告時に添付、生産基盤整備対策及び国事業で実施した場合は省略可)
3 育苗委託促進対策	(1) 大苗育苗ほの位置図 (2) 育苗計画書(又は報告書)(別記6) (3) 見積書又は受委託に係る契約を示す書面の写し(納品書、又は完了報告書) (4) 大苗育苗受委託実施一覧(別記7) (5) (随意契約の場合)随意契約理由書

事業の内容

1 事業実施主体

2 導入機械、園内道

機 械 名	仕様・ 能力等	台 数	事 業 費	負 担 区 分		備 考
				市補助金	その他	
		台	円	円	円	
計						
園内道の施工箇所	規格等	延 長	事 業 費	負 担 区 分		備 考
				市補助金	その他	
		m	円	円	円	
計						

3 受益戸数・面積等

地 域 名	機械作業を行う 生産者名又は組織名	受益戸数	受益面積	機械作業の内容、 果樹の品目等	備 考
		戸	a		

4 添付資料

- (1) 機械のカタログ等:仕様・能力等が分かるもの、見積書、導入機械の規模決定根拠等:任意様式
- (2) 園内道の実施設計書(又は出来高設計書):任意様式
- (3) 低コスト・体制強化計画書:別記5
- (4) 機械の共同利用組織が事業実施する場合にあつては規約等:組織内容が分かるもの
- (5) 機械作業の受託者が事業実施する場合にあつては委託者の同意書:任意様式
- (6) 融資計画(事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合):別記4
- (7) 県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表第1のただし書※(1)の申請を行う場合)
- (8) リース契約書 ※リース事業を実施した場合、実績報告書に添付

別紙5(ジョイント栽培拡大事業)

事業の内容

1 育苗委託促進対策

事業実施主体名	
---------	--

区分 (品種)	受益			施工 箇所 <small>(育苗場所)</small>	事業費	負担区分			備考
	苗木 本数	戸数	定植面積			県費	市費	その他	
	本	戸	a	カ所	円	円	円	円	

2 添付資料

対象事業	添付資料
1 育苗委託促進対策	(1) 大苗育苗ほの位置図 (2) 育苗計画書(又は報告書)(別記9) (3) 見積書又は受委託に係る契約を示す書面の写し(納品書、又は完了報告 (4) 大苗育苗受委託実施一覧(別記7) (5) (随意契約の場合)随意契約理由書
2 育苗開始支援対策 (試作助成金)	(1) 事業対象者一覧(別記8) (2) 育苗計画書(又は報告書)(別記9)
3 育苗開始支援対策 (予備苗確保助成金)	(1) 事業対象者一覧(別記8) (2) 育苗計画書(又は報告書)(別記9)
4 育苗開始支援対策(施設等整備)	(1) 大苗育苗ほの位置図 (2) 事業対象者一覧(別記8) (3) 大苗育苗ほの図面、設計書等 (4) 実施設計書(又は出来高設計書):任意様式 (事前着工の場合も添付のこと。自主施行の場合は資材費一覧表を添付) (5) 現況写真(又は完成写真) (6) 融資計画(別記5、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合)
5 新技術等実証モデル事業	(1) 費用の根拠資料

別記1(「新甘泉等」特別対策事業、ジョイント栽培拡大事業)

生産基盤整備対策 事業実施箇所別一覧

1 生産基盤整備対策

(1) 国事業の取組

区分	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	苗木(穂木)本数	面積	事業費	備考
新植計 改植計					本	a	円	

注)必要に応じて、要綱別表2の1の該当する取組を追加

(2) やらいや果樹園整備の取組

ア 改植、高接ぎ

区分	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	苗木(穂木)本数	面積	事業費	備考
新植計 改植計 高接ぎ計					本	a	円	

イ かん水施設、園内道

工種	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	構造・規格等	面積	事業費	備考
園内道計 かん水施設計						a	円	

ウ 果樹棚

工種	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	構造・規格等	面積	事業費	備考
果樹棚計						a	円	

エ 防除用機械

機械名	地域名	生産者名 又は組織名	防除面積	防除対象 品種名	仕様・ 能力等	台数	事業費	備考
スピードスプレーヤー計			a			台	円	

(3) (1)(2)以外の取組

ア 新植、改植、高接ぎ

区分	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	苗木(穂木)本数	面積	事業費	備考
新植計						a	円	
全面改植計								
間植え改植計								
高接ぎ計								

イ 果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯

工種	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品種名	構造・規格等	面積	事業費	備考
果樹棚計						a	円	
かん水施設計								
園内道計								
防風施設計								
パイプ棚計								
排水施設計								
防蛾灯計								
防霜ファン計								
防霜散水施設計								
気象モニタリングシステム計								

ウ 防除用機械、土壌改良機械

機械名	地域名	生産者名 又は組織名	防除面積	防除対象 品種名	仕様・ 能力等	台数	事業費	備考
スピードスプレーヤー計			a			台	円	
土壌改良機械計								

※留意事項

- ・(3)のイで果樹棚の整備をする場合は、備考欄に品種の導入方法(新植・改植(全面又は間植え)・高接ぎ)を記載すること。
- ・消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)を備考欄に記載すること。
- ・生産者の事業実施主体の要件(別表第1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等)について備考欄に記載すること。※様式第1号に記載した場合は、不要。

別記3(「新甘泉等」特別対策事業、ジョイント栽培拡大事業)

育成促進対策 植栽状況報告書

報告日: 年 月 日

植栽年度	年度	生産者名		市町村名	
果樹園所在地			品 種 名		
面 積	a	苗木(高接ぎ)本数			
見取り図	<p>※果樹園の図に本事業での導入品種や既存品種の植栽位置を○, △, □等の印で分けたもの。 ※ジョイント仕立てに取り組む場合は、その旨がわかるように記載する。</p>				
写 真					

別記4(「新甘泉等」特別対策事業、ジョイント栽培拡大事業、低コスト・産地体制強化事業)

融資計画

種目・項目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、 金融機関から融資を受ける場合の融資の内容			
	融 資 名 (制度・その他)	金融機関名融資を 受けようとする金額	償還年数	そ の 他
		円	年	

別記6(ジョイント栽培拡大事業)

育苗計画書(報告書)

報告日: 年 月 日

育苗年度	年度	育苗業者名		市町村名	
果樹園所在地		品 種 名			
育苗本数	本	大苗の発送先			
見 取 図	<p>※育苗ほの図に本事業での育苗品種の植栽位置を○, △, □等の印で分けたもの。図の本数は省略してもよい。</p>				
写 真					

ジョイント大苗育苗受委託実施一覧

事業実施主体名: _____

1 育苗受託者

受託事業者名	大苗育成所在地	品種	育成本数	受託額	備考
			本	円	
合計			0	0	

2 育苗委託者と定植場所

育苗委託者(生産者)	果樹園の所在地	品種	面積	樹の数	委託費	補助金	備考
			a	本	円	円	
合計			0	0	0	0	

年 月 日

鳥取市長 様

氏名 印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号で交付決定のあった鳥取市鳥取梨生産振興事業費補助金について、鳥取市鳥取梨生産振興事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額) | 金 | 円 |
| 5 添付資料 | | |
| (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | |
| (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し) | | |
| (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し) | | |

様式第2号 別紙(第9条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様式第3号(第10条関係)

育成管理状況報告

報告日: 年 月 日

植栽年度	年度	生産者名		市町村名	
果樹園所在地			品種名		
面積	a		苗木(高接ぎ)本数		
見取り図	<p>※果樹園の面に対象品種や既存品種の植栽位置を○, △, □等の印で分けたもの。 ※ジョイント仕立てに取り組む場合は、ジョイント実施状況がわかるように記載する。</p>				
写真					